

諮問番号：令和元年度諮問第24－1号

答申番号：令和元年度答申第27－1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－2号

答申番号：令和元年度答申第27－2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－3号

答申番号：令和元年度答申第27－3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－4号

答申番号：令和元年度答申第27－4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－5号

答申番号：令和元年度答申第27－5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－6号

答申番号：令和元年度答申第27－6号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－7号

答申番号：令和元年度答申第27－7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－8号

答申番号：令和元年度答申第27－8号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－9号

答申番号：令和元年度答申第27－9号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－10号

答申番号：令和元年度答申第27－10号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－11号

答申番号：令和元年度答申第27－11号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－12号

答申番号：令和元年度答申第27－12号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－13号

答申番号：令和元年度答申第27－13号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－14号

答申番号：令和元年度答申第27－14号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－15号

答申番号：令和元年度答申第27－15号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由により、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、原処分の通知書（以下「本件通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理的な点があるということとはできない。
- 3 また、原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人から口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平

均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものではない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということはできないから、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人は、本件通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件通知書に記載の理由について、原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－16号

答申番号：令和元年度答申第27－16号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－17号

答申番号：令和元年度答申第27－17号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－18号

答申番号：令和元年度答申第27－18号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－19号

答申番号：令和元年度答申第27－19号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－20号

答申番号：令和元年度答申第27－20号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由により、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、原処分の通知書（以下「本件通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理的点があるということとはできない。
- 3 また、原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人から口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平

均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものではない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということはできないから、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人は、本件通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件通知書に記載の理由について、原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－21号

答申番号：令和元年度答申第27－21号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由により、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、原処分の通知書（以下「本件通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理的な点があるということとはできない。
- 3 また、原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人から口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平

均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものではない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということはできないから、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人は、本件通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件通知書に記載の理由について、原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－22号

答申番号：令和元年度答申第27－22号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－23号

答申番号：令和元年度答申第27－23号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由により、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、原処分の通知書（以下「本件通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理的な点があるということとはできない。
- 3 また、原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人から口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平

均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものではない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということはできないから、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人は、本件通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件通知書に記載の理由について、原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和元年度諮問第24－24号

答申番号：令和元年度答申第27－24号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由により、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、原処分の通知書（以下「本件通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理的な点があるということとはできない。
- 3 また、原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人から口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平

均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものではない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということはできないから、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人は、本件通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件通知書に記載の理由について、原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－25号

答申番号：令和元年度答申第27－25号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由により、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、原処分の通知書（以下「本件通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理的な点があるということとはできない。
- 3 また、原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人から口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平

均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものではない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということはできないから、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人は、本件通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件通知書に記載の理由について、原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－26号

答申番号：令和元年度答申第27－26号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子

諮問番号：令和元年度諮問第24－27号

答申番号：令和元年度答申第27－27号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

請求人らは、おおむね次の理由により、各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法又は不当であるから、本件基準改定後の保護基準に基づき行われた各原処分も違法又は不当である。

ア 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしておらず、また、子どもの健全育成の観点からの配慮がなされていない。さらに、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

イ 3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検討内容や基準部会の委員の意見をないがしろにして行われたものである。

ウ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則や、締約国に課された義務に違反する。

(2) 各原処分は、職権による保護の変更であり、また、不利益処分であることから、理由の通知が必要とされており、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかを了知し得る理由を付記しなければならないところ、各原処分の通知書（以下「本件各通知書」という。）には、おおむね「基準改定による」としか記載されておらず、理由付記の不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。各原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。
- (2) 保護基準及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、本件各通知書における理由の付記は「基準改定による」で足りる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとり適正なものであり、各原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということとはできない。
- 3 また、各原処分は、本件基準改定に伴って保護基準どおりに行われたものであり、かつ、各原処分時において実質的にその内容は確定しており、行政庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかった。しかも、改定された保護基準の内容も告示により明らかにされ、処分庁は本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していることも鑑みると、本件各通知書に付記された理由が被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

令和元年10月15日付けで請求人らから口頭意見陳述申立書の提出があった。

令和元年11月7日、口頭意見陳述を実施した。

令和元年11月29日及び同年12月16日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計

費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、生活扶助基準CPIは、前回の保護基準の改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり生活扶助基準CPIを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

次に、児童養育加算、母子加算及び学習支援費については、生活扶助基準と同様、基準部会において、使用する統計資料や検証手法に関し様々な議論があったことが認められるが、本件報告書においては、検証結果として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位と中位階層の学校外活動費用の平均額に1万円の差が確認されたこと及び子どもの健全育成に係る需要は高校生にも必要であること（児童養育加算）、ひとり親世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額と、ひとり親世帯の生活扶助相当支出額との差額がかかり増し費用になると考えられること（母子加算）、クラブ活動費用として活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を実費で支給することが考えられること（学習支援費）等の記載が認められる。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定において3歳未満の児童に係る児童養育加算の減額、母子加算の改定並びに学習支援費の定額支給から実費支給への変更及び対象の限定を行ったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費や加算等が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約や子どもの権利条約の制度後退禁止原則や締約国に課された義務に反するものであるとはい

えない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求人らの主張は採用することができない。

また、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件基準改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に本件基準改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、本件基準改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、本件基準改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子